The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	春秋經傳集解譯稿續篇（三）：襄公十年～十二年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2002, 30, p. 93-123
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61231
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

春秋經傳集解譯稿續篇（三）

——襄公十年～十二年

岩本憲司

〔襄公十年〕

經十年春公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光會吳于柤

傳吳子が（先に）柤におり、晉が諸侯をひきいて、往ってこれと會したから、（別に）「會吳」と言っているのである。吳を「子」と稱していないのは、（吳が自ら）稱したものに從ったのである。「柤」は、楚地である。

附注の前半については、五年「仲孫蔑衛孫林父會吳于善道」の注に「吳先在善道　二大夫往會之　故曰會吳」とある。注の後半については、疏に引く『釋例』に「吳晚通上國　故其君臣朝會　不同於例　亦猶楚之初始」とある。なお、莊公十年「秋九月荆敗蔡師于莘」の注に「楚辟陋在夷　於此始通上國　然告命之辭　猶未合典禮　故不稱將帥」とあるのを參照。

經夏五月甲午遂滅偪陽

傳「偪陽」は、妘姓の國で、今の彭城の傅陽縣である。柤の會にひきづいで滅したから、「遂」と言っているのである。

附注の前半については、下の傳文に「偪陽　妘姓也」とある。なお、『國語』鄭語に「妘姓鄔鄶路偪陽」とあるのを參照。また、『漢書』古今人表に「福陽子　妘姓」とあるのを參照。また、同地理志下に「楚國（中略）傅陽　故偪陽國」とあるのを參照。なお、注の「傅陽」の「傅」は、校勘記に從って、「傅」に改める。

注の後半については、下の傳文に「書曰遂滅偪陽　言自會也」とある。なお、桓公八年の穀梁傳文に「遂　繼事之辭也」とあるのを參照。

經公至自會

傳傳はない。

経 楚公子貞鄭公孫輒帥師伐宋

経 晉師伐秦

伝 荀罃を書いていないのは、自身は戦わなかったからである。

附 下の傳文に「晉荀罃伐秦」とある。

経 秋莒人伐我東鄙

経 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

伝 齊の世子光は、まっ先に師にかけつけ、盟主に尊ばれたから、滕の上に置かれているのである。

附 下の傳文に「諸侯伐鄭　齊崔杼使大子光先至于師　故長於滕」とある。

経 冬盜殺鄭公子騑公子發公孫輒

伝 國討ではない〔殺された者に罪はない〕から、（本來なら、殺した者も殺された者も）両方とも名氏を稱するべきところであるが、殺した者が卿ではなかったため、（殺した者の方は）「盜」と稱しているのである。「盜」という表現をとっているから、「其大夫」と言えないのである。

附 下の傳文に「書曰盜　言無大夫焉」とあり、注に「大夫謂卿」とある。なお、宣公十五年「王札子殺召伯毛伯」の疏に引く『釋例』に「大臣相殺　死者無罪　則兩稱名氏　以示殺者之罪　王札子殺召伯毛伯　是也」とあるのを參照。

経 戍鄭虎牢

伝 鄭を伐った諸侯は、それぞれ晉の命を受けて虎牢を戍ったが、あらためて赴告はしなかったから、魯が戍ったことだけを書き、諸侯をならべていないのである。

附 下の傳文に「諸侯之師城虎牢而戍之」とある。なお、五年「冬戍陳」の注に「諸侯在戚會　皆受命戍陳　各還國遣戍　不復有告命　故獨書魯戍」とあるのを參照。

経 楚公子貞帥師救鄭

経 公至自伐鄭

伝 傳はない。

傳 十年春會于柤　會吳子壽夢也

㊟「壽夢」は、吳子乘である。
㊟十二年に「秋九月吳子乘卒」とあり、傳に「秋吳子壽夢卒」とある。
傳三月癸丑齊高厚相大子光　以先會諸侯于鍾離　不敬
㊟吳子が（柤に）到着しないうちに、光は、東に道をとって、東方の諸侯と（鍾離で）會遇したのであり、前もって場所を約束していたわけではないから、（鍾離で）會したことを（經に）書いていないのである。「高厚」は、高固の子である。「癸丑」は、月の二十六日である。
㊟注の「高厚　高固子也」については、六年の傳文「高厚崔杼定其田」の注に、同文がみえる。
傳士莊子曰　高子相大子以會諸侯　將社稷是衛　而皆不敬
㊟厚と光がともに不敬であった。
傳棄社稷也　其將不免乎
㊟十九年の「齊殺（其大夫）高厚」と、二十五年の「（齊崔杼）弑其君光」のために傳したのである。
傳夏四月戊午會于柤
㊟經が「春」と書いているのは、出發した時點を書いたのである。「戊午」は、月の一日である。
傳晉荀偃士匄請伐偪陽而封宋向戌焉
㊟宋が常に晉につかえ、向戌に賢行があったから、彼を封じて附庸にしようとしたのである。
㊟定公六年の傳文に「秋八月宋樂祁言於景公曰　諸侯唯我事晉」とある。また、昭公四年の傳文に「宋向戌鄭公孫僑在　諸侯之良也」とある。
傳荀罃曰　城小而固　勝之不武　弗勝爲笑　固請　丙寅圍之　弗克
㊟「丙寅」は、四月九日である。
傳孟氏之臣秦堇父輦重如役
㊟「堇父」は、孟獻子の家臣である。徒歩で重車を挽いて、師につき從ったのである。
㊟注の前半については、下の傳文に「師歸　孟獻子以秦堇父爲右」とある。
注の後半については、宣公十二年の傳文「丙辰楚重至於邲」の注に「重　輜重也」とある。なお、『說文』に「輦輓車也」とあるのを參照。
傳偪陽人啓門　諸侯之士門焉
㊟門が開くのを見たから、攻め込んだのである。
傳縣門發　邾人紇抉之　以出門者
㊟「門者」とは、門内にいた（とりのこされた）諸侯の士である。「紇」は、邾邑の大夫で、仲尼の父の、叔梁紇である。「邾」邑は、魯縣の東南部の莒城がこれにあたる。紇は、怪力の持ち主で、縣門をこじあけてもちあげ、

門内にいた者を救出した、ということである。

(附)『史記』孔子世家「孔子生魯昌平鄉陬邑」の〈集解〉に「徐廣曰　陬音騶　孔安國曰　陬　孔子父叔梁紇所治邑」とあるのを參照。また、疏に「服虔云　抉　擲也　謂以木擲抉縣門使舉　令下容人出也　門者　下屬爲句」とあるのを參照。ただし、服虔說の最後の「門者　下屬爲句」は、杜注に對して、異說である。

(傳)狄虒彌建大車之輪　而蒙之以甲　以爲櫓

(注)「狄虒彌」は、魯人である。「蒙」は、覆〔おおう〕である。「櫓」は、大楯である。

(附)注の「蒙　覆也」については、『詩』鄘風〈君子偕老〉「蒙彼縐絺」の毛傳に「蒙　覆也」とあるのを參照。注の「櫓　大楯」については、『禮記』儒行「儒有忠信以爲甲冑　禮義以爲干櫓」の注に「干櫓　小楯大楯也」とあるのを參照。また、『說文』に「櫓　大盾也」とあるのを參照。

(傳)左執之　右拔戟　以成一隊

(注)百人を「隊」という。

(附)『史記』馮唐傳の〈索隱〉に引く賈逵『國語』注に「百人爲一隊也」とあるのを參照。なお、疏に「成一隊者言其當百人也」とある。

(傳)孟獻子曰　詩所謂有力如虎者也

(注)「詩」は、邶風（簡兮）である。

(傳)主人縣布　堇父登之　及堞而絕之

(注)偪陽の人が布をたらして外の勇者をためしたのである。

(傳)隊則又縣之　蘇而復上者三　主人辭焉　乃退

(注)主人〔偪陽の人〕は、彼の勇氣に感心したから、辭謝し、それ以上布をたらすことをしなかった。

(傳)帶其斷以徇於軍三日

(注)その布の切れはしを帶にして、（自分の）勇氣を誇示したのである。

(傳)諸侯之師久於偪陽　荀偃士匄請於荀罃曰　水潦將降　懼不能歸

(注)夏に向かい、長雨になるのが心配である、ということである。丙寅から庚寅までは二十五日であるから、「久」と言っているのである。

(附)上の傳文に「丙寅圍之　弗克（注　丙寅　四月九日）」とあり、下の傳文に「五月庚寅（注　月四日）荀偃士匄帥卒攻偪陽」とある。

(傳)請班師

(注)「班」は、還〔かえす〕である。

(附)哀公二十四年の傳文に「役將班矣　晉師乃還」とある。なお、『逸周書』克殷解「乃命宗祀崇賓饗　禱之于軍乃班」の孔晁注に「還鄗京也」とあるのを參照。また、

『書』大禹謨「班師振旅」の僞孔傳に「遂還師」とあるのを參照。

傳知伯怒

㊟「知伯」とは、荀罃のことである。

傳投之以机　出於其間

㊟偃と匄との間を飛びぬけたのである。

傳曰　女成二事　而後告余

㊟「二事」とは、偪陽を伐つことと、向戌を封ずることである。

附上の傳文に「晉荀偃士匄請伐偪陽而封宋向戌焉」とある。

傳余恐亂命　以不女違

㊟一度きまったことを改めれば、命を亂すことになる。

傳女既勤君而興諸侯　率帥老夫以至于此　既無武守

㊟しっかりと守るべき（確固たる？）武功がない。

傳而又欲易余罪　曰　是實班師　不然　克矣

㊟偃・匄がこのように言うであろう、ということである。

傳余羸老也　可重任乎

㊟お前たちのこのような罪を（かわりに）引き受けることは出來ない。

傳七日不克　必爾乎取之

㊟お前たちを取って（とらえて？）、克てなかった罪の申しひらきをする、ということである。

傳五月庚寅

㊟月の四日である。

傳荀偃士匄帥卒攻偪陽　親受矢石

㊟みづから矢・石の間にとびこんだのである。

附成公二年の傳文に「齊高固入晉師　桀石以投人」とあるのを參照。なお、異說として、疏に「服虔云　古者以石爲箭鏑　引國語　有隼集於陳侯之庭　楛矢貫之　石砮以證石爲箭鏃」とある。

傳甲午滅之

㊟月の八日である。

傳書曰遂滅偪陽　言自會也

㊟會にひきづいて國を滅したことを言い、非難しているのである。

附疏に引く『釋例』に「會以訓上下敘德刑　遂滅偪陽　言滅生於會　非本意也」とある。

傳以與向戌　向戌辭曰　君若猶辱鎭撫宋國　而以偪陽光啓寡君　羣臣安矣　其何貺如之

㊟賜物の手厚さで、これ以上のものはない、ということである。

附文公四年の傳文「君辱貺之」等の注に「貺　賜也」とある。

傳若專賜臣　是臣興諸侯以自封也　其何罪大焉　敢以死請

乃予宋公

傳宋公享晉侯于楚丘　請以桑林

注「桑林」は、殷の天子の樂の名である。

附『莊子』養生主に「合於桑林之舞」とあり、〈釋文〉に「桑林　司馬云　湯樂名」とあるのを參照。なお、疏に「皇甫謐云　殷樂一名桑林」とある。

傳荀罃辭

注辭退したのである。

傳荀偃士匄曰　諸侯宋魯　於是觀禮

注宋は、王者の後裔であるため、（また）魯は、周公の緣によって、いづれもみな、天子の禮樂を用いているから、觀ることが出來る。

附僖公三十一年の傳文「夏四月四卜郊　不從　乃免牲　非禮也」の注に「魯以周公故　得用天子禮樂」とある。なお、その附を參照。

傳魯有禘樂　賓祭用之

注「禘」は、三年（に一度）の大祭であり、その時は、四代の樂を演奏する。羣公を箇別に祭る時は、諸侯の樂を用いる。

附僖公八年「秋七月禘于大廟　用致夫人」の注に「禘　三年大祭之名」とある。また、二十九年の傳文「觀止矣若有他樂　吾不敢請已」の注に「魯用四代之樂　故及韶箾而季子知其終也」とある。なお、『禮記』明堂位に「凡四代之服器官　魯兼用之」とあるのを參照。

傳宋以桑林享君　不亦可乎

注ともに天子の樂である、ということである。

附注の「具」は、校勘記に從って、「俱」に改める。

傳舞師題以旌夏

注「師」は、帥（かしら）である。「旌夏」は、大旌である。「題」は、識（しるす）である。大旌をその行列の表識（めじるし）にしたのである。

附注の「師　樂師也」は、校勘記に「宋本淳熙本作師帥也　與釋文正義皆合　案鄭注周禮地官云　師之言帥也　是也」とあるのに從って、「師　帥也」に改める。

傳晉侯懼而退入于房

注旌夏は普通のものでないのを、突然見たから、人の心として、たまたま畏れたのである。

傳去旌　卒享而還　及著雍　疾

注晉侯が病氣になった。「著雍」は、晉地である。

傳卜　桑林見

注祟（たたり）が卜兆に現われたのである。

附哀公六年の傳文に「初昭王有疾　卜曰　河爲祟」とある。

傳荀偃士匄欲奔請禱焉

㊟いそいで宋にもどって禱謝しようとしたのである。
㊟『論語』述而「子疾病　子路請禱」の〈集解〉に「包曰　禱　禱請於鬼神」とあるのを參照。
㊟荀罃不可　曰　我辭禮矣　彼則以之
㊟「以」は、用である。
㊟注の「之」は、諸本に從って、「也」に改める。
㊟猶有鬼神　於彼加之
㊟宋の方に罪を加えるはずである、ということである。
㊟晉侯有間
㊟「間」は、病氣がなおるということである。
㊟文公十六年の傳文「請侯君間」の注に「間　疾瘳」とある。なお、『論語』子罕「子疾病　子路使門人爲臣　病間」の〈集解〉に「孔曰　病少差曰間也」とあるのを參照。
㊟以偪陽子歸　獻于武宮　謂之夷俘
㊟中國を俘虜にしたことを諱んだから、これを「夷」とよんだのである。
㊟莊公三十一年の傳文に「凡諸侯有四夷之功　則獻于王　王以警于夷　中國則否」とある。
㊟偪陽　妘姓也　使周內史選其族嗣　納諸霍人　禮也
㊟「霍」は、晉の邑である。「內史」は、爵・祿・廢・置をつかさどる者である。偪陽の宗族の賢者を選んで、霍に居住させ、妘姓の祭祀を奉じさせるよう、（周の內史に）命じたのである。姓を滅さなかったことをほめるから、「禮にかなっている」と言っているのである。周の史を使ったのは、王命によるものであることを示したのである。
㊟『周禮』內史に「內史掌王之八枋之法　以詔王治　一曰爵　二曰祿　三曰廢　四曰置　五曰殺　六曰生　七曰予　八曰奪」とあるのを參照。
㊟師歸　孟獻子以秦堇父爲右
㊟その勇力を嘉したのである。
㊟上の傳文に「孟氏之臣秦堇父輦重如役（中略）主人縣布　堇父登之　及堞而絕之　隊則又縣之　蘇而復上者三　主人辭焉　乃退　帶其斷以徇於軍三日」とある。
㊟生秦丕茲　事仲尼
㊟二父（秦堇父と叔梁紇）は、力によってきそいあい、子（秦丕茲）は仲尼につかえ、（二子、つまり、秦丕茲と仲尼は）德によってたかめあった、ということである。
㊟上の傳文に「偪陽人啓門　諸侯之士門焉　縣門發　邾人紇抉之　以出門者」とあり、注に「紇　邾邑大夫　仲尼父叔梁紇也」とある。
㊟六月楚子囊鄭子耳伐宋　師于訾毋

㊟（「訾毋」は）宋地である。

傳庚午圍宋　門于桐門

㊟圍みを完遂するには至らず、その城門を攻めたのである。

附注の前半については、九年の傳文「圍鄭」の注に「不書圍鄭　逆服　不成圍」とある。なお、安井衡『左傳輯釋』に「經不書圍　故杜云不成圍」とあるのを參照。注の後半については、莊公十八年の傳文「遂門于楚」の注に「攻楚城門」とある。なお、その附を參照。

傳晉荀罃伐秦　報其侵也

㊟「侵」は、九年にある。

附九年の傳文に「秦人侵晉　晉饑　弗能報也」とあり、注に「爲十年晉伐秦傳」とある。

傳衛侯救宋　師于襄牛　鄭子展曰　必伐衛　不然　是不與楚也　得罪於晉　又得罪於楚　國將若之何　子駟曰　國病矣

㊟師がしばしば出動し、疲病している。

傳子展曰　得罪於二大國　必亡　病　不猶愈於亡乎　諸大夫皆以爲然　故鄭皇耳帥師侵衛　楚令也

㊟兼ねて、楚の勅命も受けたのである。「皇耳」は、皇戌の子である。

附注の「皇戌」の「戌」は、諸本に從って、「戌」に改める。なお、宣公十二年の傳文に「鄭皇戌使如晉師」とある。

傳孫文子卜追之　獻兆於定姜　姜氏問繇

㊟「繇」は、兆辭である。

附閔公二年の傳文「成風聞成季之繇　乃事之」の注に「繇卦兆之占辭」とある。なお、その附を參照。

傳曰　兆如山陵　有夫出征　而喪其雄　姜氏曰　征者喪雄　禦寇之利也　大夫圖之　衛人追之　孫蒯獲鄭皇耳于犬丘

㊟「蒯」は、孫林父の子である。

傳秋七月楚子囊鄭子耳侵我西鄙

㊟魯にとってなんら恥ずべきところがないのに、諱んで（經に）書いていないのは、その理由がわからない。

附異說として、疏に「服虔云　不書　諱從晉不能服鄭　旋復爲楚鄭所伐　恥而諱之也」とある。なお、傳の「伐」は、校勘記に從って、「侵」に改める。

傳還　圍蕭　八月丙寅克之

㊟「蕭」は、宋の邑である。

附莊公十二年の傳文「羣公子奔蕭」の注に「蕭　宋邑　今沛國蕭縣」とある。

傳九月子耳侵宋北鄙　孟獻子曰　鄭其有災乎　師競已甚

注「競」は、争競（あらそう）である。

附異説として、陸粲『左傳附注』に「宣元年傳　不競於楚　注云　競　强也　今此亦謂鄭師强競太甚耳」とある。

傳周猶不堪競　況鄭乎

注「周」とは、天王をいう。

傳有災　其執政之三士乎

注鄭の簡公は幼少で、子駟・子國・子耳が政を秉っていたから、三士がその災禍を引き受けることを知ったのである。下の、盜が三大夫を殺したこと、のために傳したのである。

附下の傳文に「於是子駟當國　子國爲司馬　子耳爲司空」とあり、また、「殺子駟子國子耳」とある。

傳莒人間諸侯之有事也　故伐我東鄙

注諸侯には鄭を討つという仕事があった。

傳諸侯伐鄭　齊崔杼使大子光先至于師　故長於滕

注大子は、上卿として待遇すべきであるのに、今ここで、晉の悼公が、臨時の措置によって、滕侯の上にすわらせたから、傳は、それに從って釋したのである。

附上の經に「公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭」とあり、注に「齊世子光先至於師　爲盟主所尊　故在滕上」とある。なお、桓公九年の傳文に「冬曹大子來朝　賓之以上卿　禮也」とあり、注に「諸侯之適子　未誓於天子而攝其君　則以皮帛繼子男　故賓之以上卿　各當其國之上卿」とあるのを參照。なお、その附も參照。

なお、注の「大夫」の「夫」は、挍勘記に從って、「子」に改める。

傳己酉師于牛首

注鄭地である。

附桓公十四年の傳文「取牛首」の注に「牛首　鄭邑」とある。

傳初子駟與尉止有爭　將禦諸侯之師　而黜其車

注牛首の師をふせごうとしたのである。「黜」は、減損（へらす）である。

附注の前半については、上の傳文に「己酉師于牛首」とある。

注の後半については、『廣雅』釋詁に「黜　減也」とあるのを參照。

傳尉止獲　又與之爭

注俘虜を獲たのである。

(附)二十九年の傳文に「吳人伐越　獲俘焉」とある。また、昭公十三年の傳文に「令見費人執之以爲囚俘」とある。

(傳)子駟抑尉止曰　爾車非禮也

(注)お前の車は、まだ多くて、きまりをこえている、ということである。

(傳)遂弗使獻

(注)獲たもの〔俘虜〕を獻上させなかった。

(傳)初子駟爲田洫　司氏堵氏侯氏子師氏皆喪田焉

(注)「洫」は、田の境界の溝〔用水路〕である。子駟は、田の洫をつくって、領地を畫定し、四族の田をけづったのである。

(附)三十年の傳文に「田有封洫」とあり、注に「洫　溝也」とある。また、昭公三十二年の傳文に「仞溝洫」とある。なお、『周禮』匠人「匠人爲溝洫」の注に「主通利田間之水道」とあるのを參照。

(傳)故五族聚羣不逞之人　因公子之徒以作亂

(注)〔「公子之徒」とは〕八年に子駟が殺した公子熙たちの仲間である。

(附)八年の傳文に「鄭羣公子以僖公之死也　謀子駟　子駟先之　夏四月庚辰辟殺子狐子熙子侯子丁」とある。なお、注の「嬰」は、諸本に從って、「熙」に改める。

(傳)於是子駟當國

(注)君事を代行していた。

(傳)子國爲司馬　子耳爲司空　子孔爲司徒　冬十月戊辰尉止司臣侯晉堵女父子師僕帥賊以入　晨攻執政于西宮之朝

(注)〔「西宮」は〕公宮である。

(附)僖公二十年「五月乙巳西宮災」の注に「西宮　公別宮也」とある。なお、同年の公羊傳文に「西宮者何　小寢也」とあるのを參照。

(傳)殺子駟子國子耳　刼鄭伯以如北宮　子孔知之　故不死

(注)「子孔」は、公子嘉である。亂を察知しながら教えなかったのは、〔亂が〕自分の地位を得るのに好都合だったからである。十九年の、公子嘉を殺したこと、のために傳したのである。

(附)下の傳文に「子孔當國」とあり、注に「代子駟」とある。また、十九年に「鄭殺其大夫公子嘉」とあり、傳に「殺子孔」とある。

(傳)書曰盜　言無大夫焉

(注)尉止たち五人は、いづれもみな、士であった。「大夫」とは卿をいう。

(附)經の注に「殺者非卿　故稱盜」とある。

(傳)子西聞盜　不儆而出

(注)「子西」は、公孫夏で、子駟の子である。

(附)十五年の傳文に「鄭公孫夏如晉奔喪」とあり、注に「夏

子西也」とある。

傳尸而追盜

注先に尸〔しかばね〕に哭し、それから盜を追ったのである。

附宣公十二年の傳文「卜臨于大宮」の注に「臨　哭也」とある。

傳盜入於北宮　乃歸　授甲　臣妾多逃　器用多喪　子產聞盜

注〔「子產」は〕子國の子である。

附八年の傳文「唯子產不順」の注に「子產　子國子」とある。

傳爲門者

注守門〔門番〕を置いた。

傳庀羣司

注衆官をそろえた。

附五年の傳文「宰庀家器爲葬備」の注に「庀　具也」とある。なお、その附を參照。

傳閉府庫　愼閉藏　完守備　成列而後出　兵車十七乘

注千二百七十五人である。

附隱公元年の傳文「命子封帥車二百乘以伐京」の注に「古者　兵車一乘　甲士三年　步卒七十二人」とある。

傳尸而攻盜於北宮　子蟜帥國人助之　殺尉止子師僕　盜衆盡死　侯晉奔晉　堵女父司臣尉翩司齊奔宋

注「尉翩」は、尉止の子であり、「司齊」は、司臣の子である。

傳子孔當國

注子駟に代わったのである。

附上の傳文に「於是子駟當國」とある。

傳爲載書　以位序聽政辟

注羣卿・諸司以下、それぞれ、自分の職位を守って、執政の法を受け、朝政に關與できない、ようにしたのである。

附下の傳文に「大夫諸司門子弗順」とあり、上の傳文「書曰盜　言無大夫焉」の注に「大夫謂卿」とある。また、成公十二年の傳文「鄭伯如晉聽成」の注に「聽猶受也」とある。なお、『爾雅』釋詁に「辟　法也」とあるのを參照。

なお、異說として、疏に「服虔云　鄭舊世卿　父死子代今子孔欲擅改之　使以次先爲士大夫乃至卿也」とある。

傳大夫諸司門子弗順　將誅之

注子孔が、順わない者を誅殺しようとした。

傳子產止之　請爲之焚書

注子孔を止めたうえに、載書を燒きすてるよう勸めたのである。

傳子孔不可　曰　爲書以定國　衆怒而焚之　是衆爲政也

國不亦難乎

㊟治まり難い、ということである。

傳子産曰　衆怒難犯　專欲難成　合二難以安國　危之道也
不如焚書以安衆　子得所欲

㊟（「欲」とは）政をなそうと欲っする、ということである。

傳衆亦得安　不亦可乎　專欲無成　犯衆興禍　子必從之
乃焚書於倉門之外　衆而後定

㊟朝内で燒かなかったのは、遠くにも近くにも燒くところを見せようとしたからである。

傳諸侯之師城虎牢而戍之　晉師城梧及制

㊟これによって鄭を威壓しようとしたのである。城いたことを（經に）書いていないのは、魯が參加しなかったからである。「梧」・「制」は、いづれもみな、鄭の舊地である。

傳士魴魏絳戍之　書曰戍鄭虎牢　非鄭地也　言將歸焉

㊟二年に、晉は、虎牢に城いてそこに居住し、今ここで、鄭がまた叛いたから、その城を脩繕して戍兵を置いたのだが、（その結果）鄭が服すれば、虎牢を鄭にかえすつもりだった。だから、夫子は（鄭地であった過去に）さかのぼって書いて、「虎牢」を「鄭」に繫げ、それによって、晉の（かえそうとする）意志を示したのである。

附二年の傳文「孟獻子曰　請城虎牢以偪鄭」の注に「虎牢　舊鄭邑　今屬晉」とある。また、疏に引く『釋例』に「虎牢　鄭之郊竟　晉人既有之矣　又城而居之　將以脅鄭　鄭畏而強服　遇楚而復叛　八年之間　一南一北　至於數四　晉悼慮其未已　故大城置戍　先以示威　鄭服之日　釋戍而歸之　德立刑行　故能終有鄭國　春秋探書其本心善之也」とある。なお、元年の傳文に「春己亥圍宋彭城　非宋地　追書也」とあり、注に「成十八年楚取彭城以封魚石　故曰　非宋地　夫子治春秋　追書繫之宋」とあるのを參照。

傳鄭及晉平

傳楚子囊救鄭　十一月諸侯之師還鄭而南　至於陽陵

㊟「還」は、繞（めぐる）である。「陽陵」は、鄭地である。

附成公二年の公羊傳文「師還齊侯」の何注に「還　繞」とあるのを參照。また、『國語』越語上「三江環之　民無所移」の韋注に「環　繞也」とあるのを參照。なお、昭公十七年の傳文「環而塹之」の注に「環　周也」とある。

傳楚師不退　知武子欲退　曰　今我逃楚　楚必驕　驕則可與戰矣

㊟「武子」は、荀罃である。
㊟元年に「晉侯使荀罃來聘」とあり、傳に「晉知武子來聘」とある。
傳欒黶曰　逃楚　晉之恥也　合諸侯以益恥　不如死　我將獨進　師遂進　己亥與楚師夾潁而軍
㊟「潁」水は、城陽に發し、下蔡に至って、淮水にそそいでいた。
㊟宣公十年の傳文「逐楚師于潁北」の注に「潁水　出河南陽城　至下蔡入淮」とある。なお、その㊟を參照。
傳子蟜曰　諸侯既有成行　必不戰矣
㊟たちさる（準備をする）氣になっている、ということである。
㊟僖公五年の傳文「宮之奇以其族行」の注に「行　去也」とある。
なお、傳文の「子矯」の「矯」は、校勘記に從って、「蟜」に改める。
傳從之將退　不從亦退
㊟「從」は、服と同じである。
㊟宣公十二年の公羊傳文「告從」の何注に「從　服從」とあるのを參照。
傳退　楚必圍我　猶將退也　不如從楚亦以退之
㊟（「以退之」とは）それによって楚を退かせる、ということである。
傳宵涉潁　與楚人盟
㊟夜間に渡ったのは、晉に知られることを畏れたからである。
㊟傳文の「宵」は、校勘記に從って、「宵」に改める。
傳欒黶欲伐鄭師
㊟潁水を涉るところを伐とうとしたのである。
傳荀罃不可　曰　我實不能禦楚　又不能庇鄭　鄭何罪　不如致怨焉而還
㊟（わざと、鄭の）怨みを買って、將來の討伐の下地にする、ということである。
㊟下の傳文「侵鄭北鄙而歸」の注に「欲以致怨」とある。
なお、異說として、『會箋』に「致怨　言行怨於鄭也　杜以致怨爲招致鄭之怨　不是」とある。
なお、傳文の「庇」は、諸本に從って、「庇」に改める。
傳今伐其師　楚必救之　戰而不克　爲諸侯笑　克不可命
㊟勝敗はあらかじめ知るのが難しいから、必ず克つとは誓言できない、ということである。
傳不如還也　丁未諸侯之師還　侵鄭北鄙而歸
㊟それによって（わざと鄭の）怨みを買おうとしたのである。
傳楚人亦還

㊟鄭が服したからである。

傳王叔陳生與伯輿爭政

㊟二子は、王の卿士である。

傳王右伯輿

㊟「右」は、助である。

附『說文』に「右　助也」とあるのを參照。

傳王叔陳生怒而出奔　及河　王復之

㊟晉に奔ろうとしたのである。

傳殺史狡以說焉

㊟王叔を悅ばせたのである。

傳不入　遂處之

㊟叔を黃河のほとりにおいたのである。

傳晉侯使士匄平王室　王叔與伯輿訟焉

㊟曲直を爭ったのである。

傳王叔之宰

㊟「宰」は、家臣である。

附成公十七年の傳文「施氏卜宰」の注に「卜立家宰」とある。

傳與伯輿之大夫瑕禽

㊟「瑕禽」は、伯輿の屬大夫である。

傳坐獄於王庭

㊟「獄」は、訟である。『周禮』に「命夫・命婦は、自身で獄訟の場に坐することはしない」（小司寇）とある。だから、宰と屬大夫とに、對坐して曲直を爭わせたのである。

附僖公二十八年の傳文「衛侯與元咺訟　甯武子爲輔　鍼莊子爲坐　士榮爲大士」の注に「大士　治獄官也　周禮命夫命婦　不躬坐獄訟　元咺又不宜與其君對坐　故使鍼莊子爲主　又使衛之忠臣及其獄官質正元咺　傳曰　王叔之宰與伯輿之大夫坐獄於王庭　各不身親　蓋今長吏有罪先驗吏卒之義」とある。

傳士匄聽之　王叔之宰曰　篳門閨竇之人而皆陵其上　其難爲上矣

㊟「篳門」は、柴の門である。「閨竇」は、小さな戶である。壁を穿って戶をつくるのであり、上はとがって下は四角、その形狀が圭に似ている。伯輿は微賤の家である、ということである。

附注の「篳門　柴門」については、宣公十二年の傳文「訓之以若敖蚡冒篳路藍縷以啓山林」の注に「篳路　柴車」とある。なお、『禮記』儒行「篳門圭窬」の注に「篳門荊竹織門也」とあるのを參照。

注の「閨竇　小戶云云」については、『禮記』儒行「篳門圭窬」の注に「圭窬　門旁窬也　穿牆爲之　如圭矣」

とあるのを参照。また、『説文』に「窻　穿木戸也」とあるのを参照。

傳瑕禽曰　昔平王東遷　吾七姓從王　牲用備具　王賴之而賜之騂旄之盟

⊛平王が徙った時、大臣で從った者が七姓あったが、伯輿の祖はみな〔？〕その中にはいっていて、王のために犧牲を備え祭祀を供えることをつかさどり、王はそのはたらきを頼りにしたから、これと盟い、代々その職を守らせた、ということである。「騂旄」は、赤牛である。騂旄を擧げたのは、重い盟を得たのだから、犬や雞など用いなかった、ということを言わんとしてである。

附注の「皆在其中」については、安井衡『左傳輯釋』に「注皆字疑當作亦」とある。

注の「騂旄　赤牛也」については、『詩』小雅〈大田〉「以其騂黑」の毛傳に「騂　牛也」とあるのを参照。また、『周禮』牧人「凡陽祀　用騂牲毛之」の注に「騂牲赤色」とあるのを参照。なお、『禮記』檀弓上に「周人尚赤（中略）牲用騂」とあり、同郊特牲に「牲用騂尚赤也」とある。

傳曰　世世無失職　若篳門閨竇　其能來東底乎　且王何賴焉

⊛われらがもし貧賤ならば、東へ來て、王に、そのはたらきを頼りにしてこれと盟う、ようにさせることが、どうして出來ようか、ということである。「底」は、至である。

附注の「底　至也」〔諸本に從って、「底」を「底」に改める〕については、九年の傳文「夫婦辛苦墊隘　無所底告」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

傳今自王叔之相也　政以賄成

⊛財〔贈物〕に隨って政治をとっている。

傳而刑放於寵

⊛寵臣が刑罰を勝手に行ない、法によっていない。

傳官之師旅　不勝其富

⊛師旅の長がみな賂〔贈物〕を受けとっている。

傳吾能無篳門閨竇乎

⊛王叔たちが富裕だから、われらを貧乏にさせている、ということである。

傳唯大國圖之

⊛「圖」は、議と同じである。

附『呂氏春秋』似順「君其圖之」の高誘注に「圖　議之也」とあるのを参照。

傳下而無直　則何謂正矣

⊛「正」とは、下の者の直を取り落とさないということである。

傳 范宣子曰　天子所右　寡君亦右之　所左　亦左之

注 宣子は、伯輿（の方）が直であることを知ったが、勝手に判定したくなかったから、王にゆだねたのである。

傳 使王叔氏與伯輿合要

注 （「合要」とは）要辭（口書き）を合わせるということである。

附 『周禮』鄉士「辨其獄訟　異其死刑之罪而要之」の注に「要之　爲其罪法之要辭　如今劾矣」とあるのを參照。また、『書』康誥「要囚」の僞孔傳に「要囚　謂察其要辭以斷獄」とあるのを參照。

傳 王叔氏不能舉其契

注 （「契」とは）要契の辭（要辭、つまり、口書き）である。

附 『周禮』小宰「六曰　聽取予以書契」の注に「凡簿書之最目　獄訟之要辭　皆曰契　春秋傳曰　王叔氏不能舉其契」とあるのを參照。

傳 王叔奔晉　不書　不告也　單靖公爲卿士以相王室

注 王叔に代わったのである。

附 注の「室」は、諸本に從って、「叔」に改める。

〔襄公十一年〕

經 十有一年春王正月作三軍

注 中軍を增設したのである。一萬二千五百人を「軍」という。

附 注の前半については、下の傳文「春季武子將作三軍」の注に「魯本無中軍　唯上下二軍」とある。また、昭公五年に「春王正月舍中軍」とあり、注に「襄十一年始立中軍」とある。
注の後半については、成公三年の傳文「十二月甲戌晉作六軍」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

經 夏四月四卜郊　不從　乃不郊

注 傳はない。

經 鄭公孫舍之帥師侵宋

經 公會晉侯宋公衞侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

注 世子光の到着が、また、莒子より先であったから、晉の悼公が、また、これを（上位に）進めたのである。

附 十年に「公會晉侯宋公衞侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭」とあり、注に「齊世子光先至於師爲盟主所尊　故在滕上」とある。また、下の傳文に「四月諸侯伐鄭　己亥齊太子光宋向戌先至于鄭　門于東門」

とあり、注に「傳釋齊太子光所以序莒上也」とある。

經秋七月己未同盟于亳城北

傳「亳城」は、鄭地である。鄭を伐って「同盟」と書いていることから、鄭が盟に參加したことがわかる。

附九年「冬公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭　十有二月己亥同盟于戲」の注に「伐鄭而書同盟　則鄭受盟可知」とある。

なお、公羊の經には「秋七月己未同盟于京城北」とあり、その疏に「穀梁與此同　左氏經作亳城北　服氏之經亦作京城北　乃與此傳同之也」とある。

經公至自伐鄭

傳はない。

經楚子鄭伯伐宋

經公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

傳晉がそのまま〔上の「伐鄭」にひきつづいて〕光を尊んだのである。

附上の「伐鄭」の注に「世子光至　復在莒子之先　故晉悼亦進之」とある。

經會于蕭魚

傳鄭が服して、諸侯が會したのである。「蕭魚」は、鄭地である。

附下の傳文に「鄭人使王子伯駢行成　甲戌晉趙武入盟鄭伯　冬十月丁亥鄭子展出盟晉侯　十二月戊寅會于蕭魚」とある。なお、公羊傳文に「此伐鄭也　其言會于蕭魚何　蓋鄭與會爾」とあるのを參照。

經公至自會

傳はない。（「伐鄭」ではなく）「會」からもどったとしているのは、觀兵した〔兵威を示した〕だけで、實際に侵伐はしなかった、からである。

附下の傳文に「諸侯之師觀兵于鄭東門　鄭人使王子伯駢行成」とある。なお、僖公四年の傳文「觀兵於東夷」の注に「觀兵　示威」とあるのを參照。

經楚人執鄭行人良霄

傳「良霄」は、公孫輒の子の伯有である。

附十五年の傳文に「鄭人以子西伯有子産之故　納賂于宋」とあり、注に「三子之父皆爲尉氏所殺故」とある。また、十年に「冬盜殺鄭公子騑公子發公孫輒」とある。

經冬秦人伐晉

傳十一年春季武子將作三軍

㊟魯は、元來、中軍がなく、上・下の二軍だけであり、いづれもみな、公に屬し、事があると、三卿が交代でひきいて、征伐していた。季氏は、その人民を自分の思うままにしたかったから、中軍を立てることにかこつけて、（軍制を全面的に）改作しようとしたのである。

附『詩』魯頌〈閟宮〉「公徒三萬」の疏に引く鄭玄『荅臨孝存周禮難』に「魯頌　公徒言三萬　是二軍之大數」とあるのを參照。なお、注の「屬於上」の「上」は、諸本に從って、「公」に改める。

なお、疏に引く何休『左氏膏肓』に「左氏說云尊公室休以爲與舍中軍義同　於義左氏爲短」とあり、鄭玄『箴左氏膏肓』に「左氏傳云　作三軍　三分公室　各有其一　謂三家始專兵甲卑公室　云左氏說者尊公室　失左氏意遠矣」とある。

傳告叔孫穆子曰　請爲三軍　各征其軍

㊟「征」は、賦稅である。三家が、それぞれ、その軍の家屬から賦稅を取り立てる、ということである。

附僖公十五年の傳文「征繕以輔孺子」の注に「征　賦也」とある。なお、その附を參照。

傳穆子曰　政將及子　子必不能

㊟「政」とは、霸國（晉）の政令である。禮では、大國が三軍である。魯は次國であるのに、大國の制度を導入すれば、（大國とみなされ）貢賦が必ず重くなる。だから、負擔できないことを心配したのである。

附異說として、顧炎武『左傳杜解補正』に「謂魯國之政將歸於季孫」とあり、安井衡『左傳輯釋』に「杜謂季氏時爲魯國之政　故以政爲霸者之政令　今案　季文子以五年卒　季武子年少　未卽代父爲政　蓋此時叔孫爲政　故季孫欲作三軍　先請穆子也　且三家各征其軍　則霸者之政　均及三家　而穆子乃曰　政將及子　若己不與者　是政非霸者之政令也　顧說可從」とある。また、『會箋』に「子必不能者　穆子知季氏執政之日　必厚自封殖　不能分均爲三也」とある。

傳武子固請之　穆子曰　然則盟諸

㊟穆子は、季氏が將來また變えそうであるのを察知したから、盟おうとしたのである。

附昭公五年に「春王正月舍中軍」とあり、傳に「杜洩曰　夫子唯不欲毀也　故盟諸僖閎　詛諸五父之衢」とある。

傳乃盟諸僖閎

㊟（「僖閎」とは）僖公（廟）の門である。

附三十一年の傳文「高其閈閎」の注に「閎　門也」とある。

傳 詛諸五父之衢

注 「五父（之）衢」は、道の名である。魯國の東南部にあった。「詛」とは、禍福の言で（「盟にそむく者にわざわいあれ」と言って）約束を交すことである。

附 注の前半については、昭公二年の傳文「尸諸周氏之衢」の注に「衢　道也」とある。

注の後半については、宣公二年の傳文「詛無畜羣公子」の注に「詛　盟誓」とある。

傳 正月作三軍　三分公室而各有其一

注 國の民衆を三つに分けたのである。

傳 三子各毀其乘

注 自分達の私軍を壊し、それらを分けて、三軍を充足したのである。

傳 季氏使其乘之人　以其役邑入者無征

注 軍人で、自分の邑役（賦税と力役？）をそっくり季氏に入れる者には、公室への賦税を免除したのである。

傳 不入者倍征

注 季氏に入れない者には、公室への賦税を倍にした。（つまり）利害を設けて、強制的に自分に入れさせようとしたのであり、だから、昭公五年の傳に「季氏は賦税をことごとく手に入れた」とある。民は、賦税が倍になるのを避けたから、ことごとく季氏に屬した、ということである。

附 昭公五年の傳文「季氏盡征之」の注に「無所入於公」とある。

傳 孟氏使半爲臣　若子若弟

注 その子・弟の半分を取った。（つまり）その軍の人を四つに分け、三を公に歸して、その一を取ったのである。

附 昭公五年の傳文に「叔孫氏臣其子弟　孟氏取其半焉」とあり、注に「復以子弟之半歸公」とある。

傳 叔孫氏使盡爲臣

注 子・弟をことごとく取り、その父・兄を公に歸したのである。

附 昭公五年の傳文に「叔孫氏臣其子弟」とあり、注に「以父兄歸公」とある。

傳 不然不舍

注 このように軍を制し民を分けるのでなければ、三家は、もとのものを捨てて改作などしない、ということである。これは、おそらく、三家の盟詛の實際の言葉であろう。

附 異説として、安井衡『左傳輯釋』に「舍　捨也　此與不入者倍征對言　言孟孫使半爲臣　叔孫使盡爲臣　不如是則二氏督責其民　不捨免之也　不入者倍征　結季氏之事　不然不舍　結叔孟二氏之事」とあり、また、『會箋』に「此句單承叔孫氏説　言不盡爲己臣　不肯舍置也　此

紋事之辭（中略）杜作三家詛盟之言　殊非」とある。

傳鄭人患晉楚之故　諸大夫曰　不從晉　國幾亡

注「幾」は、近である。

附二十八年の傳文「楚不幾十年」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁に「幾　近也」とあるのを參照。

傳楚弱於晉　晉不吾疾也

注「疾」は、急である。

附五年の傳文「而疾討陳」の注に、同文がみえる。なお、九年の傳文に「姑盟而退　脩德息師而來　終必獲鄭　何必今日（中略）何恃於鄭」とあるのを參照。

傳晉疾　楚將辟之　何爲而使晉師致死於我

注どのような計略をなすべきか、ということである。

傳楚弗敢敵　而後可固與也

注（「固與」とは）かたく晉にくみする、ということである。

附下の傳文に「吾乃固與晉」とある。

傳子展曰　與宋爲惡　諸侯必至　吾從之盟　楚師至　吾又從之　則晉怒甚矣　晉能驟來　楚將不能　吾乃固與晉大夫說之　使疆埸之司惡於宋

注國境を守る役人に宋を侵犯させたのである。

附『國語』魯語上「不能事疆埸之司」の韋注に「司　主也主疆埸吏也」とあるのを參照。

傳宋向戌侵鄭　大獲　子展曰　師而伐宋可矣　若我伐宋諸侯之伐我必疾　吾乃聽命焉　且告於楚　楚師至　吾乃與之盟　而重賂晉師　乃免矣

注このようにして始めて、晉・楚の難を免れる、ということである。

傳夏鄭子展侵宋

注これによって諸侯をひきよせようとしたのである。

附上の傳文に「與宋爲惡　諸侯必至」とあり、また、「若我伐宋　諸侯之伐我必疾」とある。

傳四月諸侯伐鄭　己亥齊太子光宋向戌先至于鄭　門于東門

注傳は、齊の太子光が（經で）莒の上におかれているわけを釋したのである。向戌を（經に）書いていないのは、宋公が會にいたからである。

附經の注に「世子光至　復在莒子之先　故晉悼亦進之」とある。

傳其莫　晉荀罃至于西郊　東侵舊許

注（「舊許」は）許のもとの國都で、鄭の新しい邑である。

附成公十五年の傳文に「許靈公畏偪于鄭　請遷于楚　辛丑楚公子申遷許于葉」とある。また、昭公十二年の傳文に「昔我皇祖伯父昆吾　舊許是宅　今鄭人貪賴其田　而不

我與」とある。

傳衛孫林父侵其北鄙　六月諸侯會于北林　師于向

注「向」地は、潁川の長社縣の東北部にあった。

附『續漢書』郡國志二に「潁川郡（中略）長社（中略）有向鄉」とあるのを參照。

傳右還　次于瑣

注北進し、それから西に向かう（敵の右側を迂回する）のが、「右還」である。熒陽の宛陵縣の西部に瑣侯亭がある。

附『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）菀陵（中略）有瑣侯亭」とあるのを參照。

傳圍鄭　觀兵于南門

注「觀」は、示である。

附昭公五年の傳文「楚子遂觀兵於坻箕之山」の注に、同文が見える。なお、『國語』周語上「先王耀德不觀兵」の韋注に「觀　示也」とあるのを參照。

傳西濟于濟隧

注「濟隧」は、川の名である。

傳鄭人懼　乃行成　秋七月同盟于亳　范宣子曰　不愼　必失諸侯

注「愼」とは、威儀をつつしみ、辭令に氣をつける、ということである。

附三十一年の傳文に「詩云　敬愼威儀」とあり、昭公二年の傳文に「詩曰　敬愼威儀」とある。

傳諸侯道敝而無成　能無貳乎

注しばしば鄭を伐ち、（諸侯は）いづれもみな、往ったり來たりで疲勞している。

附九年の傳文「許之盟而還師　以敝楚人」の注に「敝　罷也」とある。また、昭公三十年の傳文「楚必道敝」の注に、「罷敝於道」とある。

傳乃盟　載書曰　凡我同盟　毋蘊年

注（「蘊年」とは）穀物を（自國に）ためこんで、災害のあった他國に分け與えない、ということである。

附昭公二十五年の傳文「蓄而弗治　將蘊」の注に「蘊　積也」とある。なお、僖公三年の公羊傳文に「無貯粟」とあり、何注に「有無當相通」とあるのを參照。

傳毋壅利

注（「壅利」とは）山川の利を獨占する、ということである。

附僖公三年の公羊傳文に「無障谷」とあり、何注に「無障斷川谷　專水利也」とあるのを參照。

傳毋保姦

注（「保姦」とは、他國の）罪人をかくまう、ということである。

(附)『說文』に「寂　藏也（中略）呆　古文保」とあるのを参照。なお、文公十八年の傳文に「掩賊爲藏」とある。

(傳)毋留慝

(注)すみやかに惡をとりのぞく、ということである。

(附)文公十八年の傳文「服讒蒐慝」の注に「慝　惡也」とある。

(傳)救災患　恤禍亂　同好惡　弊王室

(注)「弊」は、助である。

(附)僖公二十八年の傳文「要言曰　皆弊王室」の注に、同文が見える。

(傳)或間茲命　司愼司盟　名山名川

(注)二司は、天神である。

(附)『儀禮』覲禮「諸侯覲于天子　爲宮　方三百步　四門　壇十有二尋　深四尺　加方明于其上」の注に「方明者　上下四方神明之象也　上下四方之神者　所謂明神也　會同而盟　明神監之　則謂之天之司盟　有象者　猶宗廟之有主乎」とあるのを参照。

(傳)羣神羣祀

(注)「羣祀」とは、祀典に載っている者である。

(傳)先王先公

(注)「先王」とは、諸侯の大祖で、「宋が帝乙を祖とし、鄭が厲王を祖としている」（文公二年傳文）といった類である。「先公」とは、始めて封ぜられた君である。

(傳)七姓十二國之祖

(注)「七姓」とは、晉・魯・衞・鄭・曹・滕が姬姓であり、邾・小邾が曹姓であり、宋が子姓であり、齊が姜姓であり、莒が己姓であり、杞が姒姓であり、薛が任姓である。實際には十三國であり、「十二」と言っているのは、誤りである。

(附)異說として、疏に「服虔云　晉主盟　不自數」とあり、また、兪樾『羣經平議』に「傳言十二國　知鄭猶未與盟也」とある。

(傳)明神殛之

(注)「殛」は、誅である。

(附)僖公二十八年の傳文「明神殛之」等の注に、同文が見える。なお、その(附)を参照。

(傳)俾失其民　隊命亡氏　踣其國家

(注)「踣」は、斃（たおす）である。

(附)『國語』魯語上「紂踣于京」の韋注に「踣　斃也」とあるのを参照。なお、十四年の傳文「與晉踣之」の注に「踣　僵也」とある。

(傳)楚子囊乞旅于秦

(注)師旅（軍隊）を秦に乞うたのである。

傳秦右大夫詹帥師從楚子　將以伐鄭　鄭伯逆之　丙子伐宋

㊟鄭が出迎えて服從したから、轉じて宋を伐ったのである。秦の師を（經に）書いていないのは、宋の討伐には參加せずにひきかえした、からである。

附上の經に「楚子鄭伯伐宋」とある。

傳九月諸侯悉師以復伐鄭

㊟この夏の諸侯が全員またやって來たから、「悉師」と言っているのである。

附上の傳文に「四月諸侯伐鄭」とある。

傳鄭人使良霄大宰石奚如楚　告將服于晉　曰　孤以社稷之故　不能懷君　君若能以玉帛綏晉　不然　則武震以攝威之　孤之願也　楚人執之　書曰行人　言使人也

㊟「行人」と書いているのは、使者の罪ではないことを言わんとしてである。昔は、交戰中でも、使者が往來した。命を通じ、整っているところを示すためであり、使者を執えたり殺したりした場合は、いづれもみな、譏ったのである。（なお）和平した後で赴告してきたから、（經では）「蕭魚」の下に書かれているのである。（また）石奚は副使であったから、（經に）書いていないのである。

附昭公八年の傳文に「楚人執陳行人干徵師殺之　罪不在行人也」とある。また、成公九年の傳文に「欒書伐鄭　鄭人使伯蠲行成　晉人殺之　非禮也　兵交　使在其間可也」とあり、注に「明殺行人例」とある。また、宣公十四年の傳文に「示之以整」とある。なお、疏に引く『釋例』に「使以行言　言以接事　信令之要　於是乎在　舉不以怒　則刑不濫　刑不濫　則兩國之情得通　兵有不交而解者　皆行人之勳也　是以雖飛矢在上　走驛在下　及其末節　不統大理　遷怒肆忿　快意於行人　譬諸豺狼求食而已　傳曰　鄭人使伯蠲行成　晉人殺之　非禮也　兵交　使在其間可也　故夫子特顯行人之文　行人有六　而傳發其三者　因良霄以顯其稱行人之事　因干徵師以示其非罪　因叔孫婼以同外內大夫　則餘三人皆隨例而爲義也　諸以行人爲名　通及外內　以卿出使　義取於非其罪也　若濤塗甯喜之屬　罪在其身　鄭叔詹魯行父之等　以執政受罪　本非使出　故不稱行人　從實而書　皆以罪之也　鄭祭仲之如宋也　非會非聘　與於見誘　而以行人應命　不能死節　挾僞以篡其君　故經不稱行人　以罪之也」とあるのを參照。

傳諸侯之師觀兵于鄭東門　鄭人使王子伯駢行成　甲戌晉趙武入盟鄭伯　冬十月丁亥鄭子展出盟晉侯

㊟二盟を（經に）書いていないのは、赴告してこなかったからである。

傳十二月戊寅會于蕭魚

㊟經が秋のこととして書いているのは、史官がまちがえたのである。

傳庚辰赦鄭囚　皆禮而歸之　納斥候

㊟（「納斥候」とは）警備をしない、ということである。

傳禁侵掠　晉侯使叔肸告于諸侯

㊟「叔肸」は、叔向である。「諸侯に告げた」とは、（諸侯にも）また鄭の俘虜を釋放させたのである。

附『國語』晉語七「羊舌肸習於春秋」の韋注に「肸　叔向之名」とあるのを參照。なお、異說として、『會箋』に「納斥候禁侵掠亦告　不獨告使赦鄭囚」とある。

傳公使臧孫紇對曰　凡我同盟　小國有罪　大國致討　苟有以藉手　鮮不赦宥　寡君聞命矣

㊟晉は、小國を討っても、（小國に）手に載せるほど（一握り）の功さえあれば、その罪人を赦す、とのこと、（晉の）德義がこのようであれば、命を承けずにはいられない、ということである。

附成公二年の傳文「若苟有以藉口而復於寡君」の注に「藉薦」とある。なお、その附を參照。

傳鄭人賂晉侯以師悝師觸師蠲

㊟「悝」・「觸」・「蠲」は、いづれもみな、樂師の名である。

附疏に「服虔見下有鐘鎛磬　卽云　三師　鐘師鎛師磬師謂悝能鐘　觸能鎛　蠲能磬也」とある。

傳廣車軘車淳十五乘　甲兵備

㊟「廣車」・「軘車」は、いづれもみな、兵車の名である。「淳」は、耦（つい）である。

附注の前半については、宣公十二年の傳文「晉人或以廣隊不能進」の注に「廣　兵車」とあり、同年の傳文「使軘車逆之」の注に「軘車　兵車名」とある。なお、兩者の附を參照。

注の後半については、『國語』晉語七「輅車十五乘」の韋注に「傳曰　廣車軘車淳十五　凡兵車百乘　淳　偶也」とあるのを參照。また、『儀禮』鄉射禮及び大射に「二筭爲純」とあり、注に「純猶全也　耦陰陽也」とあるのを參照。

傳凡兵車百乘

㊟他の兵車と廣・軘と、あわせて百乘である。

附異說として、安井衡『左傳輯釋』に「凡如凡帶之凡　凡兵車謂常兵車　上有廣軘　故稱凡兵車以別之耳　百乘軘廣之外　別有百乘」とある。

傳歌鐘二肆

㊟「肆」は、列である。鐘を縣けるときは、十六を一肆と

する。（つまり）「二肆」とは、三十二枚である。

(附)『國語』晉語七「歌鍾二肆」の韋注に「肆　列也」とあるのを參照。また、『詩』大雅〈行葦〉「或肆之筵」の毛傳に「肆　陳也」とあるのを參照。また、『周禮』小胥に「凡縣鍾磬　半爲堵　全爲肆」とあり、注に「鍾磬者　編縣之　二八十六枚而在一虡　謂之堵　鍾一堵磬一堵　謂之肆（中略）鄭司農云　以春秋傳曰　歌鍾二肆」とあるのを參照。なお、江藩『樂縣考』に「預不知禮經妄以一堵爲一肆　孔穎達曲護杜過　強爲之說　啓後人之疑　於是轇轕紛紜　莫能定矣　經文明云半爲堵全爲肆　預以半爲全　非與鄭注異　乃與經文異也　背注猶可　背經可乎　且預於傳文　亦不能通其義　傳文歌鍾二肆者　歌鍾和歌詩之鍾　不言磬者　省文耳　孔疏所謂兼有磬矣　下文云魏絳於是乎始有金石之樂　夫石　磬也　上文不言磬　此言石者　以足成上文之不言磬耳　及其鎛磬者　鎛卽大射南陳之鎛也　磬非編磬之磬　乃特磬耳　孔穎達云　及其鎛磬者　鎛是大鍾　磬是大磬　皆特縣之　非編縣也　據鄭玄禮圖如此也　可見特磬之制　亦康成說矣（中略）此磬非編縣　故傳言及也　鄭人賂晉侯歌鍾二肆及其鎛磬　晉侯以樂之半賜魏絳　若從杜說　樂之半則僅有縣鍾十六一堵矣　安得云始有金石之樂乎」とある。

傳及其鎛磬

(注)「鎛」・「磬」は、いづれもみな、樂器である。

(附)『周禮』春官敍官「鎛師」の注に「鎛　如鍾而大」とあるのを參照。また、『國語』晉語七「及寶鎛」の韋注に「鎛　小鍾也」とあるのを參照。また、『說文』に「磬　樂石也」とあるのを參照。

傳女樂二八

(注)十六人である。

傳晉侯以樂之半賜魏絳　曰　子敎寡人和諸戎狄以正諸華

(注)四年にある。

(附)四年の傳文に「無終子嘉父使孟樂如晉　因魏莊子納虎豹之皮　以請和諸戎　晉侯曰　戎狄無親而貪　不如伐之　魏絳曰　諸侯新服　陳新來和　將觀於我　我德則睦　否則攜貳　勞師於戎　而楚伐陳　必弗能救　是棄陳也　諸華必叛　戎　禽獸也　獲戎失華　無乃不可乎（中略）公曰　然則莫如和戎乎　對曰　和戎有五利焉（中略）公說　使魏絳盟諸戎」とある。

傳八年之中　九合諸侯　如樂之和

(附)疏に「服虔云　八年　從四年以來至十一年也　九合諸侯者　五年會于戚　一也　其年又會于城棣救陳　二也　七年會于鄟　三也　八年會于邢丘　四也　九年盟于戲　五也　十年會于柤　六也　又戍鄭虎牢　七也　十一年同盟于亳城北　八也　又會于蕭魚　九也　晉語說此事云　於

今八年　七合諸侯　孔晁云　不數救陳與戍鄭虎牢　餘爲七也」とある。

傳無所不諧

注「諧」もまた「和」である。

附上の傳文に「如樂之和」とある。なお、『爾雅』釋詁に「諧　和也」とあるのを參照。

傳請與子樂之

注この樂をともにする、ということである。

附『國語』晉語七に「請與子共樂之」とあるのを參照。なお、〈釋文〉に「與子樂之　音洛　一音岳　注同」とある。

傳辭曰　夫和戎狄　國之福也　八年之中　九合諸侯　諸侯無慝　君之靈也　二三子之勞也　臣何力之有焉　抑臣願君安其樂而思其終也　詩曰　樂只君子　殿天子之邦

注「詩」は、小雅（采菽）である。諸侯に樂美の德（樂しみ好むという德）があれば、天子の邦國を鎭撫できる、ということである。「殿」は、鎭である。

附二十四年の傳文「詩云　樂只君子　邦家之基」の注に「言君子樂美其道　爲邦家之基」とある。また、下の疏に「旨（只）美也　言樂美之德」とある。なお、毛傳に「殿鎭也」とあるのを參照。

傳樂只君子　福祿攸同

注「攸」は、所である。

附成公二年の傳文「詩曰　不解于位　民之攸塈」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

傳便蕃左右　亦是帥從

注「便蕃」は、數（しばしば）である。遠くの人が連れ立ってやって來て、服從し、便蕃然として（頻繁に）左右にいる、ということである。

附下の傳文に「來遠人」とある。なお、異說として、『會箋』に「便蕃卽平平也　毛詩平平　韓詩作便便　平音辨與便通　故堯典平章平秩　史記作便章便秩　辨又與變通　莊子逍遙遊篇　遊六氣之辨　釋文　辨變也　變又作蕃　堯典黎民於變　漢書成帝詔引作於蕃　然則便蕃卽平平之通字　宜從毛傳爲辨治之義」とある。ちなみに、『詩』小雅〈采菽〉「平平左右　亦是率從」の毛傳「平平　辯治也」の疏に「服虔云　平平　辯治不絕之貌」とある。

傳夫樂以安德

注その心を和らげるのである。

傳義以處之

注義をもって位にいるのである。

傳禮以行之

注教令を行なうのである。

傳信以守之

㊟行なうべきことを守るのである。
傳仁以厲之
㊟風俗を高める〔すすめはげます〕のである。
附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「四之字並指德而言」とある。
傳而後可以殿邦國同福祿來遠人　所謂樂也
㊟五德がすべて備わって始めて「樂（ガク）」と言えるのであって、金・石だけではない、ということである。
附『論語』陽貨に「樂云樂云　鍾鼓云乎哉」とあり、〈集解〉に「馬曰　樂之所貴者　移風易俗　非謂鍾鼓而已」とあるのを參照。なお、異説として、『會箋』に「所謂樂也　釋上文樂只之義　以結君安其樂　音洛　杜如字不取也」とある。
傳書曰　居安思危
㊟逸書である。
附莊公八年の傳文「夏書曰　皐陶邁種德」の注に「夏書逸書也」とある。なお、その附を參照。ちなみに、ここの句は、僞古文の〈周官〉に、「居寵思危」として、拾われている。なお、『逸周書』程典解に「於安思危」とある。
傳思則有備　有備無患　敢以此規
㊟公を規正する、ということである。
傳公曰　子之教　敢不承命　抑微子　寡人無以待戎
㊟（戎を）もてなしうけいれたことである。
傳不能濟河
㊟黄河を渡って南下し、鄭を服從させたことである。
傳夫賞　國之典也　藏在盟府
㊟司盟の府に功を賞する制度がある。
附僖公五年の傳文「爲文王卿士　勳在王室　藏於盟府」の注に「盟府　司盟之官」とある。
傳不可廢也　子其受之　魏絳於是乎始有金石之樂　禮也
㊟禮では、大夫に功があれば、樂を賜わる。
附陸粲『左傳附注』に「禮無此文　杜順傳爲說耳」とある。
傳秦庶長鮑庶長武帥師伐晉以救鄭
㊟「庶長」は、秦の爵である。鄭を救援したことを（經に）書いていないのは、（鄭は）すでに晉に服屬していて、救援する相手がいなかった、からである。
附『續漢書』百官志五の注に引く劉劭『爵制』に「春秋傳有庶長鮑　商君爲政　備其法品爲十八級　合關內侯列侯凡二十等　其制因古義（中略）十爵爲左庶長　十一爵爲右庶長　十二爵爲左更　十三爵爲中更　十四爵爲右更　十五爵爲少上造　十六爵爲大上造　十七爵爲駟車庶長　十八爵爲大庶長　十九爵爲關內侯　二十爵爲列侯　自左

庶長已上至大庶長　皆卿大夫　皆軍將也　所將皆庶人更卒也　故以庶更爲名　大庶長卽大將軍也　左右庶長卽左右偏裨將軍也」とあるのを參照。

傳 鮑先入晉地　士魴御之　少秦師而弗設備　壬午武濟自輔氏

注 輔氏から黃河を渡ったのである。

附 宣公十五年の傳文に「秋七月秦桓公伐晉　次于輔氏」とあり、注に「晉地」とある。

傳 與鮑交伐晉師　己丑秦晉戰于櫟　晉師敗績　易秦故也

注 敗績したことを（經に）書いていないのは、晉が、秦を輕んじて敗れたことを恥じたため、赴告してこなかった、からである。「櫟」は、晉地である。

附 『史記』晉世家「冬秦取我櫟」の〈索隱〉に「釋例云在河北　地闕」とある。

〔襄公十二年〕

經 十有二年春王三月莒人伐我東鄙　圍台

注 琅邪の費縣の南部に台亭がある。

附 經の「二月」は、按勘記に從って、「三月」に改める。

經 季孫宿帥師救台　遂入鄆

注 「鄆」は、莒の邑である。

附 文公十二年「季孫行父帥師城諸及鄆」の注に「鄆　莒魯所爭者　城陽姑幕縣南有員亭　員卽鄆也」とある。

經 夏晉侯使士魴來聘

經 秋九月吳子乘卒

注 （名を書いているのは）五年に戚で會した時、公は盟に參加しなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

附 僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟　死則赴以名　禮也　赴以名則亦書之（注　謂未同盟）不然則否（注　謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを參照。なお、疏に「劉炫云　杜於五年注以爲公及其盟　還而不以盟告廟也　今注云　會於戚　公不與盟　而赴以名　何爲兩注自相矛楯」とある。

經 冬楚公子貞帥師侵宋

經 公如晉

傳 十二年春莒人伐我東鄙　圍台　季武子救台　遂入鄆

注 勝ちに乘じて鄆に入り、伐たれたことに報復したのである。

傳取其鐘以爲公盤

傳夏晉士魴來聘　且拜師

注前年の鄭討伐の出兵に拜謝したのである。

傳秋吳子壽夢卒

注「壽夢」は、吳子の號である。

附異說として、十年の傳文「春會于柤　會吳子壽夢也」の疏に「服虔云　壽夢　發聲　吳　蠻夷　言多發聲　數語共成一言　壽夢　一言也　經言乘　傳言壽夢　欲使學者知之也」とある。なお、錢大昕『十駕齋養新錄』卷第二〈乘〉に「予謂乘壽皆齒音　壽當讀如疇　與乘爲雙聲　夢古音莫登切　與乘疊韵　併兩字爲一言　孫炎制反切蓋萌芽于此」とあるのを參照。

傳臨於周廟　禮也

注「周廟」は、文王の廟である。周公が文王から出たから、魯はその廟を立てていたのである。（今ここで）吳が始めて通交してきたから、（それにちなんで、魯の行爲を、ここで特に）「禮にかなっている」と言ったのである。

附注の前半については、昭公十八年の傳文「使祝史徙主祏於周廟　告於先君」の注に「周廟　厲王廟也」とあるのを參照。なお、文公二年の傳文に「鄭祖厲王」とある。注の後半については、疏に「此是常禮　特於吳子而傳發例者　以吳始通　公能體禮　故於此言禮也」とある。なお、安井衡『左傳輯釋』に「禮者　釋臨於周廟　故下引異姓以下以明之　吳雖始通　不告則不臨　安得以始通爲禮哉」とあるのは、注を誤解しているようである。

傳凡諸侯之喪　異姓臨於外

注城外でその國（の方角）に向くのである。

附『禮記』奔喪に「哭父之黨於廟　母妻之黨於寢　師於廟門外　朋友於寢門外　所識於野張帷」とあるのを參照。

傳同姓於宗廟

注（「宗廟」とは、その國の）でどころ（大祖）である王の廟（つまり、周廟）である。

傳同宗於祖廟

注（「祖廟」とは）始めて封ぜられた君の廟である。

傳同族於禰廟

注（「禰廟」とは）父の廟である。「同族」とは、高祖以下をいう。

附隱公元年の公羊傳文「惠公者何　隱之考也」の何注に「生稱父　死稱考　入廟稱禰」とあるのを參照。また、『周禮』甸祝「舍奠于祖廟　禰亦如之」の注に「鄭司農云　禰　父廟」とあるのを參照。

傳是故魯爲諸姬　臨於周廟

㊟「諸姬」とは、同姓の國である。
傳爲邢凡蔣茅胙祭　臨於周公之廟
㊟（「周公之廟」とは）祖廟に他ならない。六國は、いづれもみな、周公の支子で、別に封ぜられて國をいとなみ、周公を共通の祖としていた。
附上の傳文に「同宗於祖廟」とあり、注に「始封君之廟」とある。また、僖公二十四年の傳文に「凡蔣邢茅胙祭周公之胤也」とある。

傳冬楚子囊秦庶長無地伐宋　師于楊梁　以報晉之取鄭也
㊟鄭を取ったことは、前年にある。梁國の睢陽縣の東部に「楊梁」とよばれる地がある。
附『續漢書』郡國志二に「梁國（中略）睢陽（中略）有陽梁聚」とあるのを參照。

傳靈王求后于齊　齊侯問對於晏桓子　桓子對曰　先王之禮辭有之　天子求后於諸侯　諸侯對曰　夫婦所生若而人
㊟ほめるわけにもゆかず、けなすわけにもゆかないから、「若如人」（人並み）というのである。
附昭公三年の傳文「若而人」の注に「言如常人　不敢譽」とある。なお、異說として、顧炎武『左傳杜解補正』に「若而人　猶言某某」とある。

傳妾婦之子若而人
㊟適子ではないということである。
附注の「世」は、校勘記に從って、衍文とみなす。
傳無女而有姊妹及姑姊妹　則曰　先守某公之遺女若而人齊侯許昏　王使陰里結之
㊟「陰里」は、周の大夫である。「結」は、成である。十五年の「劉夏逆王后（于齊）」のために傳したのである。
附傳の「逆」は、注に從って、「結」に改める。

傳公如晉　朝且拜士魴之辱　禮也
㊟士魴の聘は、この年の夏にある。君と臣とは匹敵してはならないかにまぎらわしいから、「禮にかなっている」と言ったのである。
附注の最後の「之」は、諸本に從って、「也」に改める。

傳秦嬴歸于楚
㊟秦の景公の妹が、楚の共王の夫人となっていた。
傳楚司馬子庚聘于秦　爲夫人寧　禮也
㊟「子庚」は、莊王の子の午である。諸侯の夫人は、父母が沒していれば、歸寧（里歸り）するのに、卿を（代理で）使うから、「禮にかなっている」と言ったのである。
附注の前半については、十五年の傳文に「楚公子午爲令尹」

とある。

注の後半については、荘公十五年「夏夫人姜氏如齊」の注に「父母在則禮有歸寧　沒則使卿寧」とある。なお、その𠑇を參照。

なお、疏に「楚共王以成元年卽位　秦嬴歸楚　蓋應多年傳因子庚之聘發其歸楚　非此年歸而卽使歸寧」とある。